

阪大分会ニュース

関西単一労働組合大阪大学分会
大阪市淀川区十三東 3-16-12 TEL&FAX:06-6303-0449
http://handaibunkai.xxxxxxx.jp/

あらゆる相談受付中！！

正規・非常勤・派遣・委託など1人でも
入れる組合です

石橋組合員ら長期非常勤職員の

2015年3月末大量解雇を撤回せよ！

地位確認裁判・中労委棄却命令取消裁判に勝利しよう！

就労闘争を続けるぞ！



「私は、このまま定年まで働きたい！」

阪大で働く労働者のみなさん。学生のみなさん。石橋組合員は、現在も就労闘争を続けています。「就労するために人間科学研究科に来た。仕事をさせよ！」と、1日も早く解雇を撤回し働けるように要求し続けています。しかし、人科は「人科には権限がない」「部局にはどうしようもない」と要求書の受け取りすら拒んでいます。組合の要求書を受け取らないのは不当労働行為です。阪大本部も一貫して「制度だから」「雇用契約がないから」と開き直り、私たちの声に耳をかたむけず、雇用責任を取ろうとしません。しかし、石橋組合員ら 170 人もの長期非常勤職員解雇には客観的合理的な根拠・正当な理由は何もありません。私たちは非常勤職員を使い捨てる阪大を絶対に許しません。

就労闘争は半年を過ぎました。この間、人科の学生の参加もあり、毎回 10 名以上のなかまの応援があり、私たちは就労闘争を続ける意義を強く感じています。石橋組合員は就労闘争後、学内に分会ニュースを配布し、支援を訴え続けています。

11月11日・第6回地位確認裁判の傍聴に支援を！

石橋組合員は解雇される前の 2014 年 11 月 6 日に、「将来の地位を確認する」ために大阪地裁に提訴しました。訴状では、実質的に期間の定めのない契約状態であること（無期契約に転化していること）、契約更新が合理的に期待される状態にあったこと、そして、不更新条項は窮迫状態に乗じて契約書に署名させられたもので無効であること等を主張しました。第 1 回裁判では、石橋組合員は冒頭陳述をおこない、「10 年以上働き続けてきた非常勤職員を『お知らせ』ひとつで雇止めするのは納得できない」「非正規だからといって、簡単に労働者をクビにできるのはおかしい」と訴えました。

この間の裁判では、組合、大学双方が主張を補強する準備書面をやり取りしています。大学は法人化前の雇用関係を「任用」というが、実態は労働契約そのものであったことや、石橋組合員の業務内容は補助的でも軽易でもなかったことを明らかにしました。また、不更新条項は心理的留保、および公序良俗違反で無効であると私たちは主張しました。さらに、2009 年「お知らせ」時点で労使慣行が成立していたこと、労働者の自由意志によることが明確でない場合は不更新条項が無効となると主張しました。石橋組合員の場合、2013 年 4 月の契約更新時に「これまでとおり 3 年契約をすること（2016 年 3 月まで）」を要求しましたが、阪大は「2 年契約とし、以後更新

みなさんの結集をお願いします。

第6回地位確認裁判

11月11日(水)午後2時～
大阪地裁809

第7回

中労委棄却命令取消裁判

12月21日(月)午後1時半～
東京地裁527

*裁判終了後、
報告会があります

なし」を強要してきました。石橋組合員は「不更新条項には合意しない」という意思を明らかにしましたが、大学がこれに合意する可能性はきわめて低かったので、仕事を続けたい石橋組合員は、そのまま署名押印せざるをえませんでした。このような状態では、形式上は不更新条項にも合意していることになります。しかし、それが自由な意思に基づいていないことは明らかなので、不更新条項は無効なのです。

証人申請もしており、裁判は重要な局面をむかえています。11月11日の次回裁判には多数の支援をよびかけます。

12月21日・加藤分会長の証人尋問決定す！

—10月15日第6回裁判報告—

中労委棄却命令取消裁判の争点は、大学の団交拒否に正当な理由があったかどうか、さらに長期非常勤職員の雇止め解雇をめぐる大学側の対応が誠実であったかどうかです。阪大の不誠実な組合対応はわが組合だけでなく、長期非常勤職員解雇を反対し闘ってきた大阪大学教職員組合に対しても同じでした。長期非常勤職員大量解雇撤回を闘うためには、学内の労働者・労働組合が団結することが本当に必要です。この間、私たちは学内の労働者たちの温かい支援連帯に大変勇気づけられています。

裁判では、組合無視・不誠実団交など大学の態度を徹底暴露するために、北泊さんに協力していただき、加藤分会長とともに証人申請をしました。北泊さんは大学と「お知らせ」に関わる交渉してきました。また調査で、長期非常勤職員が定年まで雇用されるとの認識であったことを明らかにしてきました。そのため、北泊さんに大学の対応が不誠実であったことを立証してもらう予定でした。

東京地裁に2人の証人を採用させるために、私たちは第6回裁判の前の10月9日に、「証拠調べについての意見書」を提出し、証人の必要性を訴えるとともに、東京地裁前で「組合側証人2人を採用せよ！」のチラシ配布とマイク情宣をおこないました。しかし、10月15日の裁判では、裁判長は2人とも不採用と判断しました。そこで、中島弁護士が粘り強く反論すると、裁判官は合議し直し、その結果、加藤分会長のみ証人として認めました。証人尋問は次回12月21日です。

この間、裁判には新運転・事故防ピンハネ返せ訴訟を支える会、全国争議交流会、首都圏大学非常勤講師組合、河合塾ユニオン、昭和シェル組合、首都圏青年ユニオン、元東水労や元郵政の労働者、全関労、労活評など約20人の支援が毎回あります。裁判後の交流会でも活発な意見交換がされています。21日の加藤分会長の証人尋問には多くの結集をよびかけます。



10/9 東京地裁前 情宣活動

第12回 アイヌ民族との交流会へ参加を！

阪大になぜアイヌ民族の遺骨があるのか

—「学問」という名の侵略。略奪。差別—

2015年11月18日(水) 16時半〜20時

豊中キャンパス スチューデント・コモンズ1F

アイヌ民族は独自の文化や言語をもった北海道および本州北部における先住民族です。長い間差別を受けてきた歴史があり、現在もその差別は無くなっていません。今回の交流会では、アイヌ民族の方をゲストでお招きして遺骨問題をはじめとして様々な話を伺います。また、アイヌ民族の文化に触れるために歌や踊りを教えて頂く時間を設けています。途中参加、退出自由です。ぜひ参加ください。

==非正規労働者の談話室==

あなたの職場のコト、話してみませんか？
正規の方も来られています。
お気軽にお越しください。

11月26日(木) 美術室

12月17日(木) 第1会議室

いずれも午後6時～

豊中市立千里公民館
(千里中央下車)

